

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成24年度第2四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
川崎市医師会	年会費	75,400	75,400	7/12	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管
産業医学振興財団	定期購読料	1,950	—	9/28	—	公財	国所管
静岡県病院協会	講習会受講料	1,000	—	8/28	—	公社	都道府県所管
全国労働衛生団体連合会	定期購読料	1,080	—	9/28	—	公社	国所管
全日本病院協会	セミナー参加費	58,000	—	8/20、8/23、8/27 ※複数施設から支出	—	特社	国所管
日本医療機能評価機構	病院機能評価書審査評価料	84,000	—	9/20	—	公財	国所管
	セミナー参加費	40,000	—	7/12、7/20、8/27 ※複数施設から支出	—		
日本中毒情報センター	中毒情報利用料	2,000	—	8/8	—	公財	国所管
日本透析医学会	学術集会総会参加費	10,000	—	7/23	—	特社	国所管
堺市医師会	年会費	102,900	102,900	8/24	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管
瀬戸旭医師会	年会費	284,100	284,100	8/24	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成24年度第2四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
鳥取県看護協会	認定看護管理者制度セカンドレベル 教育課程研修受講料	460,000	—	8/13	—	特社	都道府県所管
鳥取県西部医師会	年会費	382,000	382,000	7/23	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	公社	都道府県所管
日本アイソトープ協会	放射線障害防止教育訓練講習受託料	123,900	—	7/30、8/10 ※複数施設から支出	—	公社	国所管
日本看護協会	日本看護協会認定看護師審査料・ 認定料	100,000	—	7/23	—	公社	国所管
日本ボイラ協会	ボイラー性能検査料	450,885	—	4/27、8/31、9/28 ※複数施設から支出	—	特社	国所管
ボイラ・クレーン安全協会	年会費	12,000	12,000	6/29	ボイラーの安全使用のための検査や講習を受けるため	公社	国所管
	ボイラー性能試験料	296,415	—	5/2、5/14、5/31、8/1、 8/31、9/14 ※複数施設から支出	—		
八代市医師会	年会費	150,000	150,000	4/26、5/21、6/26、7/26・ 9/3・9/21	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管
岩見沢市医師会	年会費	125,000	125,000	4/26、9/28	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管
長陵医学振興会	平成24年度維持会費	150,000	50,000	7/19、8/15 ※複数施設から支出	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	公財	都道府県所管
神奈川県病院協会	年会費	326,400	163,200	7/2、7/26 ※複数施設から支出	病院運営にあたり、会員へ提供される医療の質向上等を目的とした情報および各種運営支援が必要であるため。	公社	都道府県所管

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成24年度第2四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
日本医師会	臨床検査精度管理調査参加費	1,375,660	—	6/26、7/4、7/5、7/9、 7/11、7/12、7/13、7/18、 7/20、7/25、7/26、7/30、 7/31、8/1、8/2、8/8、 8/15、8/20、8/31 ※複数施設から支出	—	特社	国所管

## 【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団、財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。